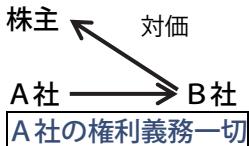


1 組織再編 6種

〈吸收型組織再編〉

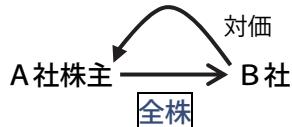
1. 吸収合併（吸収合併契約による）



2. 吸収分割（吸収分割契約による）

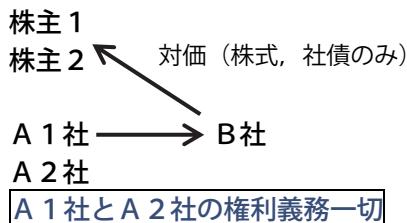


3. 株式交換（株式交換契約による）



〈新設型組織再編〉

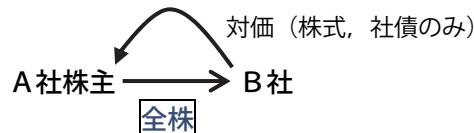
4. 新設合併（新設合併契約による）



5. 新設分割（新設分割計画による）



6. 株式移転（株式移転計画による）



2 組織再編に関する全体像

一、それぞれの組織再編行為の大きな違いは以下の通りです。

1. 合併（吸収合併・新設合併）

消滅する会社の権利義務の全部を合併後存続する会社に承継させる。

（ポイント…事業体と構成員が移動し、旧法人が解散する。）

2. 会社分割（吸収分割・新設分割）

その事業に関して有する権利義務の全部又は一部を分割後他の会社に承継させる。

（ポイント…事業体が移動する。）

3. 株式交換・株式移転

発行済株式の全部を他の会社に取得させる（つまり、一方の会社が他方の会社の完全親会社になる。）。

（ポイント…構成員が移動する。）

※吸収合併・吸収分割・株式交換を総称して「吸収型組織再編」、新設合併・新設分割・株式移転を総称して「新設型組織再編」という言い方があるのを知っておいて下さい。

※事業体の移動があると、会社財産に変動が生じるので、債権者保護手続が必要となります。ですから、事業体の移動のない株式交換・株式移転においては、原則として債権者保護手続が不要となります。

二、次に、各種の組織再編の当事会社となれる会社の種類は以下の通りです。

1. 吸収（新設）合併

消滅会社・・・・・・全ての種類

存続（設立）会社・・全ての種類

2. 吸収（新設）分割

分割会社・・・・・・株式会社・合同会社

承継（設立）会社・・全ての種類

3. 株式交換

完全子会社・・・・・・株式会社

完全親会社・・・・・・株式会社・合同会社

4. 株式移転

完全子会社・・・・・・株式会社

完全親会社・・・・・・株式会社

押さえておくべきポイントは、2点です。

ポイント1…「合併・会社分割については、原則として制限なし。例外的に会社分割の分割会社となるのは、株式会社と合同会社のみ」

ポイント2…「株式交換・株式移転については、原則として株式会社しかすることができない。例外的に株式交換完全親会社のみ合同会社がなる」

・ポイント1の理由

会社分割は事業体の移動があるから、分割会社の債務も承継（設立）会社に移動します。

合名会社や合資会社が分割会社になって、株式会社や合同会社が承継（設立）会社になった場合を考えてみて下さい。

合名会社や合資会社の会社債権者は、無限責任社員に対して無限責任を問えます。合名会社や合資会社が会社分割をすることによって、株式会社や合同会社に債務が移動してしまったら、会社債権者としては、直接無限責任を誰に問うのでしょうか…？

こういう理由で、合名会社・合資会社は会社分割における分割会社にはなれないとされています。

※上記の理由は、厳密に考えるとなると、理由としては少し薄い内容です。ですから、「覚え方」くらいに押さえておいていただきたいと思います。

・ポイント2の理由

株式交換や株式移転は、もともとその名の通り、株式会社間においてなされることを想定して、旧商法の改正によって平成11年に創設された制度です。

しかし、平成18年の会社法制定によって、株式交換の対価（完全親会社が完全子会社に交付するもの）が株式に限られなくなりました（対価の柔軟化）。さらに実務界の要請もあって、「合同会社が完全親会社になることは許そう」という立法がされました。

会社法2条（定義）

この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

27号 吸収合併 会社が他の会社とする合併であって、合併により消滅する会社の権利義務の全部を合併後存続する会社に承継させるものをいう。

28号 新設合併 2以上の会社がする合併であって、合併により消滅する会社の権利義務の全部を合併により設立する会社に承継させるものをいう。

29号 吸収分割 株式会社又は合同会社がその事業に関して有する権利義務の全部又は一部を分割後他の会社に承継させることをいう。

30号 新設分割 1又は2以上の株式会社又は合同会社がその事業に関して有する権利義務の全部又は一部を分割により設立する会社に承継させることをいう。

31号 株式交換 株式会社がその発行済株式（株式会社が発行している株式をいう。以下同じ。）の全部を他の株式会社又は合同会社に取得させることをいう。

32号 株式移転 1又は2以上の株式会社がその発行済株式の全部を新たに設立する株式会社に取得させることをいう。

3 組織再編における対価

一、組織再編における対価

合併における消滅会社の株主は、存続（設立）会社から、合併契約の定めに従って対価（合併対価）を受け取ります。

会社分割における分割会社は、承継（設立）会社から、分割契約又は分割計画の定めに従って対価（分割対価）を受け取ります。

株式交換・株式移転における完全子会社の株主は、完全親会社から、株式交換契約又は株式移転計画の定めに従って対価（株式交換対価・株式移転対価）を受け取ります。

二、吸收型組織再編における対価の柔軟化

吸收型組織再編においては、対価を存続会社等（吸收合併存続会社、吸收分割承継会社、株式交換完全親会社）の株式とすることもできるし、株式以外の金銭等にすることもできます（会社法749条を参照）。つまり、対価に全く株式を含めなくとも大丈夫です。

これに対し、新設型組織再編においては、必ず、対価に設立会社等（新設合併設立会社、新設分割設立会社、株式移転設立完全親会社）の株式を含める必要があります（会社法753条を参照）。

新設型組織再編の場合には、新しく会社を設立することになります。「全く株主のいない株式会社」が設立されたらさすがにそれはマズイということで、新設型組織再編においては、対価に設立会社等の株式を含める必要があるとされています。

三、組織再編の契約、計画における増加する資本金（準備金）の定めの要否

吸收型組織再編においては、対価を存続会社等の株式とした場合には、組織再編の契約に、増加する資本金又は準備金を定める必要があります。

この場合、新たな株式を発行することになるので、それに伴って資本金又は準備金が増加することになるからです。

これに対し、新設型組織再編においては、必ず、組織再編の契約、計画に、増加する資本金又は準備金を定める必要があります。

新設型組織再編においては、対価に設立会社等の株式を含める必要があるので、必ず、資本金又は準備金が増加することになるからです。

会社法749条（株式会社が存続する吸収合併契約）

- I 会社が吸収合併をする場合において、吸収合併後存続する会社（吸収合併存続会社）が株式会社であるときは、吸収合併契約において、次に掲げる事項を定めなければならない。
- ② 吸収合併存続株式会社が吸収合併に際して株式会社である吸収合併消滅会社（吸収合併消滅株式会社）の株主…に対してその株式…に代わる金銭等を交付するときは、当該金銭等についての次に掲げる事項
イ 当該金銭等が吸収合併存続株式会社の株式であるときは、…並びに当該吸収合併存続株式会社の資本金及び準備金の額に関する事項
- ※この他、吸収分割・株式交換にも同旨の規定あり。会社法 758 条4号イ、会社法 768 条1項2号イ

会社法753条（株式会社を設立する新設合併契約）

- I 2以上の会社が新設合併をする場合において、新設合併により設立する会社（新設合併設立会社）が株式会社であるときは、新設合併契約において、次に掲げる事項を定めなければならない。
- ⑥ 新設合併設立株式会社が新設合併に際して株式会社である新設合併消滅会社（新設合併消滅株式会社）の株主…に対して交付するその株式…に代わる当該新設合併設立株式会社の株式の数（種類株式発行会社にあっては、株式の種類及び種類ごとの数）又はその数の算定方法並びに当該新設合併設立株式会社の資本金及び準備金の額に関する事項

※この他、新設分割・株式移転にも同旨の規定あり。会社法 763 条 1項6号、会社法 773 条1項5号

4 組織再編の契約の承認 1

※株式会社の組織再編に限っています。

〈消滅側（吸収合併消滅会社、吸収分割会社及び株式交換完全子会社）の手続〉

1. 組織再編の契約の承認は、原則として株主総会の特別決議によって行われます。

2. ただし、吸収合併消滅株式会社又は株式交換完全子会社が種類株式発行会社でない公開会社であり、かつ、対価の全部又は一部が譲渡制限株式等である場合には、株主総会の特殊決議によって行う必要があります。

※この場合、対価の交付を受ける公開会社の株主が譲渡制限株式の株主になってしまふので、単一株式発行会社についての新たな譲渡制限の設定と同じ要件が課されています。

※もっとざっくりいうと、「種類株式発行会社でない公開会社＝全株について譲渡制限が一切付いていない会社」です。譲渡制限株式が対価になると、この会社に譲渡制限株式が流入することになります。だから、特殊決議によって譲渡制限の規定を新たに設定する必要が出てきます。

3. さらに、吸収合併消滅株式会社又は株式交換完全子会社が種類株式発行会社である場合において、対価の全部又は一部が譲渡制限株式であるときは、株主総会の特別決議に加えて、(譲渡制限株式の割当てを受けることになる)譲渡制限がされていない種類の株式の種類株主を構成員とする種類株主総会の特殊決議が必要です。

※この場合、譲渡制限の付されていない種類株式の種類株主が譲渡制限株式の種類株主になってしまふので、種類株式発行会社についての新たな譲渡制限の設定と同じ要件が課されています。

4. このほか、種類株式発行会社において、ある種類の種類株主に損害を及ぼすおそれがあるときは、会社法322条の決議が必要となります（会社法322条1項7号、8号、11号）。

会社法783条（吸収合併契約等の承認等）

- I 消滅株式会社等は、効力発生日の前日までに、株主総会の決議によって、吸収合併契約等の承認を受けなければならない。
- III 吸収合併消滅株式会社又は株式交換完全子会社が種類株式発行会社である場合において、合併対価等の全部又は一部が譲渡制限株式等であるときは、吸収合併又は株式交換は、当該譲渡制限株式等の割当てを受ける種類の株式（譲渡制限株式を除く。）の種類株主を構成員とする種類株主総会の決議がなければ、その効力を生じない。ただし、当該種類株主総会において議決権行使することができる株主が存しない場合は、この限りでない。

会社法309条（株主総会の決議）

- II 次に掲げる株主総会の決議は、（…特別決議による）。
- ⑫ 第5編の規定により株主総会の決議を要する場合における当該株主総会（吸収合併契約等の承認の決議）
- III 次に掲げる株主総会（種類株式発行会社の株主総会を除く。）の決議は、（…特殊決議による）。
- ② 第783条第1項（吸収合併契約等の承認）の株主総会（合併により消滅する株式会社又は株式交換をする株式会社が公開会社であり、かつ、当該株式会社の株主に対して交付する金銭等の全部又は一部が譲渡制限株式等である場合における当該株主総会に限る。）

5 略式・簡易組織再編1

※株式会社の組織再編に限っています。

〈消滅側（吸収合併消滅会社、吸収分割会社及び株式交換完全子会社）の手続〉

1. 吸収型組織再編をする場合において、一方の当事会社が他方の当事会社の議決権の90%以上を有する場合（90%以上を有している会社を特別支配会社といいます。）には、他方の当事会社の株主総会における承認は不要です（略式組織再編）。

※この場合、たとえ株主総会を開催しても承認決議の結果が明らかなので、承認が不要とされています。

ただし、吸収合併消滅株式会社又は株式交換完全子会社が種類株式発行会社でない公開会社であり、かつ、対価の全部又は一部が譲渡制限株式等である場合には、株主総会の特殊決議を省略することができません。

※この場合、対価の交付を受ける公開会社の株主が譲渡制限株式の株主になってしまふので、単一株式発行会社についての新たな譲渡制限の設定と同じ要件が課されていましたね。この決議まで省略することは許されないということです。

2. 吸収分割をする場合において、会社分割によって承継（設立）会社に承継させる資産の額が、当該分割会社の総資産額の20%以下である場合には、当該分割会社の株主総会における承認は不要です（簡易分割）。

※この場合、事業の重要な一部譲渡と同趣旨なので、承認が不要とされています。分割会社の規模と比較して、株主の利益に与える影響が小さいからです。

会社法784条（吸収合併契約等の承認を要しない場合）

I 前条第1項（吸収合併契約等の承認）の規定は、吸収合併存続会社、吸収分割承継会社又は株式交換完全親会社（存続会社等）が消滅株式会社等の特別支配会社である場合には、適用しない。ただし、吸収合併又は株式交換における合併対価等の全部又は一部が譲渡制限株式等である場合であって、消滅株式会社等が公開会社であり、かつ、種類株式発行会社でないときは、この限りでない。

II 前条（吸収合併契約等の承認）…の規定は、吸収分割により吸収分割承継会社に承継させる資産の帳簿価額の合計額が吸収分割株式会社の総資産額として法務省令で定める方法により算定される額の5分の1（これを下回る割合を吸収分割株式会社の定款で定めた場合にあっては、その割合）を超えない場合には、適用しない。